株主各位

東京都中央区日本橋蛎殼町一丁目15番5号

# 株式会社フジトミ

代表取締役社長 細 余

# 第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができ ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権 行使書用紙に議案に対する替否をご表示いただき、平成28年6月28日(火曜日) 午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 平成28年6月29日(水曜日)午前10時 時

2. 場 所 東京都新宿区市谷本村町4-1

ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階「瑠璃」

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第64期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業

報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、 インターネット上の当社ウェブサイト (アドレスhttp://www.fujitomi.co.jp) に 掲載させていただきます。

### (提供書面)

# 事 業 報 告

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

#### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善が見られる中、個人消費も底堅く推移し景気は緩やかな回復基調であるものの、中国を始めアジア新興国経済の下振れリスクや中東、ヨーロッパでの地政学的リスクもあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

わが国の商品先物市場におきましては、石油市場で米国を中心とする非 OPEC産油国における石油生産量の伸びやOPECの減産見送り、中国 経済の減速に伴う需要の減少などにより石油の供給過剰感が増したことで 価格が大きく下落し、貴金属市場では中国の人民元の切り下げや米国の金 利引上げ、世界的な株安などから信用リスクが意識され、安全資産として の「金」への選好が進みました。

ボラティリティの高い市場環境となったことで取引が活発に行われ、国内商品取引所の総出来高は2,655万枚(前期比15.4%増)となりました。主な市場別出来高は貴金属市場が1,634万枚(同4.8%増)、石油市場が673万枚(同62.7%増)、農産物・砂糖市場が102万枚(同7.5%増)となっております。

このような環境の中、当社は営業利益の黒字化定着を目指し、「投資サービス事業」につきましては、主力である商品先物取引業におけるリテール営業の強化に努めるとともに、マーケット環境や顧客のニーズに応じた投資セミナーを開催するなどサービスの質的向上を図りました。また、平成27年11月に第一種金融商品取引業者の資格を取得し、平成28年1月に東京金融取引所で上場されております取引所為替証拠金取引(くりっく365)及び取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)の取扱いを開始するなど、取扱い金融商品の充実による幅広い顧客層の獲得に向けた体制の整備を進めました。

「生活・環境事業」につきましては、保険募集業務で募集チャンネルの 拡充と個々の営業スキルの高度化を図り、新規顧客獲得による顧客基盤の 拡大に努めるとともに、既存顧客へのアフターフォローに注力することで、 一顧客あたりの保険料の増加と紹介による新規見込み客の増加に努めました。

不動産業では、中古区分マンションや戸建用地など短期転売物件を中心に仕入・販売を行い、また、アパートなどの収益物件を建築し、賃貸・保有しながら転売を目指す事業にも取り組みました。

これらの結果、営業収益1,935百万円(前期比0.4%減)、営業総利益1,536百万円(同14.6%増)、営業費用1,387百万円(同9.3%増)、営業利益149百万円(同109.5%増)、経常利益177百万円(同75.5%増)となりました。また、投資有価証券売却益等の特別利益105百万円があったものの、貸倒引当金繰入額208百万円を含めた特別損失256百万円があったことなどにより、15百万円の当期純損失(前期は当期純利益87百万円)となりました。

事業別の状況は次のとおりです。

#### イ. 投資サービス事業

当事業年度の投資サービス事業は商品先物取引自己売買業務の利益が 寄与し、営業収益及び営業総利益は1,315百万円(前期比15.0%増)、営 業利益は159百万円(同143.1%増)となりました。

#### <商品先物取引受託業務>

商品先物取引受託業務の受取手数料は977百万円(前期比8.0%減)と なりました。

主な市場別の受取手数料は貴金属市場が903百万円(前期比7.8%減)、石油市場は36百万円(同20.7%減)、農産物・砂糖市場は23百万円(同4.8%減)となっております。

# <商品先物取引自己売買業務>

商品先物取引自己売買業務の売買損益は328百万円の利益(前期比320.2%増)となりました。

### <金融商品取引受託業務>

平成28年1月より取扱いを開始した取引所為替証拠金取引(くりっく365)及び取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)の受取手数料は7百万円となりました。

# <金融商品取引自己売買業務>

取引所為替証拠金取引(くりっく365)及び取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)の自己売買業務の売買損益は0.1百万円の損失となりました。

#### <その他>

金融商品取引の委託の媒介業務等の受取手数料は1百万円(前期比1.4%増)となりました。

#### 口. 生活・環境事業

当事業年度の生活・環境事業は営業収益620百万円(前期比22.4%減)、営業総利益は221百万円(同12.2%増)となったものの、9百万円の営業損失(前期は営業利益5百万円)となりました。

#### <保険募集業務>

保険募集業務の受取手数料は124百万円(前期比37.6%増)となりました。

#### <不動産業>

不動産の賃貸料収入は39百万円(前期比6.4%増)、不動産販売の売上 高は332百万円(同17.4%減)となりました。

#### <その他>

太陽光発電機及びLED照明等の売上高は80百万円(前期比64.2%減)、映像コンテンツ配信の売上高は37百万円(同12.2%減)となりました。

# 営業収益の推移

最近2事業年度における当社の営業収益及びその構成比は次のとおりで あります。

営業収益	期別	第 63 (平成26年4月 平成27年3月	期   1 目から     31日まで	第 64 (平成27年4月 平成28年3月	期   1日から   31日まで)
内	訳	金 額	構 成 比	金 額	構成比
	商品先物取引		%		%
	貴 金 属 市 場	979, 390	50. 4	903, 101	46.6
	農産物・砂糖市場	24, 928	1.3	23, 737	1.2
	ゴム市場	13, 410	0.7	14, 799	0.8
	石 油 市 場	45, 514	2.3	36, 109	1.9
	計	1, 063, 243	54. 7	977, 746	50. 5
受 取 手数料	金融商品取引				
	取引所為替証拠金取引	_	_	1,084	0.1
	取引所株価指数証拠金取引	_	_	6, 535	0.3
	計	_	_	7, 619	0.4
	金融商品の媒介等	1, 432	0.1	1, 451	0.1
	生 損 保 の 募 集	90, 773	4. 7	124, 859	6.4
	小 計	1, 155, 449	59. 5	1, 111, 676	57. 4
	商品先物取引売買損益	78, 094	4.0	328, 169	17. 0
売買	商品売買損益	_	_	_	_
損益	金融商品取引売買損益	_	_	△106	△0.0
	小 計	78, 094	4.0	328, 063	17. 0
	不 動 産 販 売	402, 995	20.8	332, 785	17. 2
売上高	映像コンテンツ配信	43, 122	2.2	37, 872	2.0
ルエ同	太陽光発電機・LED照明等	224, 134	11.5	80, 298	4. 1
	小 計	670, 252	34. 5	450, 956	23. 3
不動	」 産 賃 貸 料 収 入	37, 429	1.9	39, 831	2. 1
そ	の他	1,724	0. 1	4, 899	0. 2
合	計	1, 942, 949	100.0	1, 935, 426	100.0

- (注) 1. 構成比の小数点第2位以下は、四捨五入して表示しております。
  - 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

# ② 設備投資等の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は343百万円で、その主なものは、生活・環境事業の賃貸用不動産の購入296百万円(土地180百万円、建物116百万円)、投資サービス事業の商品先物取引システムカスタマイズ費用22百万円であります。

なお、保有目的の変更により、販売用不動産295百万円 (土地180百万円、 建物115百万円) を賃貸用不動産に振り替えております。

# ③ 資金調達の状況 特記すべき事項はありません。

#### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

項	目	期	別	第 61 期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	第 62 期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第 63 期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	第 64 期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
営	業	収	益	1,986,687千円	2,041,243千円	1,942,949千円	1,935,426千円
当	期和		益	7,208千円	51,672千円	87, 156千円	△15,903千円
1 当	株当期料	た利	り益	1円09銭	7円80銭	13円16銭	△2円40銭
総	貨	ť	産	5,859,374千円	6,007,339千円	6,564,860千円	6, 252, 640千円
純	貨	į	産	3, 161, 703千円	3,127,330千円	3, 202, 984千円	3,071,900千円
1 純	株置	í た 産	り 額	477円26銭	472円07銭	483円49銭	463円71銭

### (注) △は損失を表します。

#### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社の親会社は㈱小林洋行で、同社は当社の株式3,553千株(議決権比率53.64%)を保有しております。

当社は、同社所有ビルを賃借して本社として使用しており、賃貸料等の条件の決定に当たっては、市場価格等を調査・勘案のうえで合理的に決定することとしております。

当社取締役会は、そのような取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないものと判断しております。

#### ② 子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の主力事業であります商品先物取引受託業務においては、平成16年以降商品先物市場の出来高が減少傾向にあり、大変厳しい環境下にあります。一方で安倍政権による各種政策により長らく続いたデフレからの脱却が進み、個人の投資マインドも好転しつつある中、幅広い層のお客様にご支持をいただくためには営業力とともにサービスの質を高めることが必要であると考えております。

「投資サービス事業」につきましては、中長期的な安定収益の確保の視点から、収益基盤となる「新規顧客の開拓」及び「預り資産の増強」が重点課題であります。主力である商品先物取引のほか、取扱い金融商品の充実による営業チャンネルの多様化により幅広い顧客層の取り込みを図るとともに、多様化するお客様一人ひとりのニーズにお応えするコンサルティング機能の充実に努めてまいります。

「生活・環境事業」の保険事業につきましては、豊富な商品ラインナップを取り揃え、乗合代理店としての強みを活かした提案型セールスを推進するとともに個々の営業スキルの向上を図り、契約に至るプロセスを効率的かつ効果的に行うことで顧客基盤の拡大に努めてまいります。

また、不動産の賃貸及び販売につきましては、当社の主要な取扱いエリアである東京近郊の不動産価格に高止まり感があり、優良な物件の仕入れが難しい状況が続いております。地価の二極化も進んでいることなどから、投資する地域やタイミングを十分に精査し、リスクを分散・回避しながら投資資金の最大限の活用を図ってまいります。

当社は今後も既存事業の強化や体制の随時見直しを進めるとともに、新たな事業の創出への継続的な取組みにより、安定的な収益基盤の確立を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当社はコンプライアンスの強化は経営の最重要課題であると認識し、 一層の徹底、レベルの向上に取組み、より多くのお客様に支持される会社作 りに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) **主要な事業内容**(平成28年3月31日現在)

当社の事業内容は次のとおりであります。

- ① 投資サービス事業
  - イ. 商品先物取引業

商品先物取引法に基づき設置された商品取引所が開設する商品先物市場に上場されている各種の商品先物取引について、顧客の委託を受けて売買を執行する業務(受託業務)及び自己の計算に基づき売買を執行する業務(自己売買業務)を行っております。

口. 金融商品取引業

金融商品取引法に基づき設置された金融商品取引所が開設する金融商品市場に上場されている各種の金融商品取引について、顧客の委託を受けて売買を執行する業務(受託業務)及び自己の計算に基づき売買を執行する業務(自己売買業務)を行っております。

ハ. その他

金融商品取引の委託の媒介業務及び金地金販売を行っております。

- ② 生活・環境事業
  - イ. 保険募集業務

生命保険の募集及び損害保険代理店業務を行っております。

口. 不動産業

不動産の賃貸及び不動産の販売を行っております。

ハ. その他

太陽光発電機・LED照明等の販売及び映像コンテンツの配信を行っております。

(6) 主要な営業所(平成28年3月31日現在)

本 社 東京都中央区日本橋蛎殼町一丁目15番5号

支 店 大阪支店(大阪市中央区)

営業所 保険事業部福岡オフィス (福岡市中央区)

(注) 平成28年4月1日より本社保険事業部の出先事務所でありました熊本営業所(熊本市中央区) を独立した営業所とし、並びに福岡オフィスを改称して、それぞれ熊本営業所、福岡営業所としております。

#### (7) 使用人の状況(平成28年3月31日現在)

事	業	部	門	使	用	人	数	前事業年度末比増減
投資	サー	ビス	事 業			77名		10名増
生	活・珍	景境	事 業			16名		_
全	社 (	共	通 )			14名		2名増
合			計			107名		12名増

(注) 使用人数が前事業年度末と比べて、12名増加しましたのは、主に平成28年1月より取扱いを開始しました新規事業のために中途採用を実施したことによるものであります。

使	用	人	数	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
		10	7名			43歳4ヶ	月				7年1	0ヶ月	

#### (8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

	信	昔			入			2	七	借	入	額
Γ	株	式	会	社	り	そ	な	銀	行		_ =	千円
	株	式	숲	社	み	ず	ほ	銀	行		_ =	千円

(注) 期末借入残高はありませんが、上記2行と当座借越契約を締結しております。

# (9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社が受託した商品先物取引に関し、5件の損害賠償請求事件が係争中であります。これらは、当社の不法行為によって損害を被ったとして、当社を被告とする損害賠償請求が裁判所に提起されたものであり、5件の損害賠償請求額の合計は36百万円であります。これに対し当社は不法行為がなかったことを主張しております。これらの訴訟はいずれも現在手続が進行中であり、現時点では結果を予想することは困難であります。

# **2. 株式の状況**(平成28年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 18,000,000株

② 発行済株式の総数 6,860,000株

③ 単元株式数 100株

④ 株主数 1,920名

⑤ 大株主(上位10名)

杉	<b>*</b>		Ė	È		3	名	持	株	数	持	株	比	率
株	式	会	社	小	林	洋	行		3, 553, 2	00株			53. 6	3%
共	和	証	券	株	式	会	社		300, 0	00株			4. 5	2%
石		崎					實		266, 4	00株			4. 0	2%
株	式	会	社	東	京	洋	行		223, 6	00株			3. 3	7%
	定 有式 会				託合				201, 0	00株			3. 0	3%
奥		田			啓		=		141, 2	00株			2. 1	3%
株	式	会	社	) そ	な	銀	行		140, 0	00株			2. 1	1%
細		金	:		英		光		83, 8	00株			1. 2	6%
ハ° ー アン	シンク゛ ト゛ シ゛	デ゛ィウ゛ ェンレゥ	イシ゛ョン ハト エフ	ノ オブ スイーシ	ト゛ナル	ト゛ソンラ ま゜レイ	フキンション		83, 6	00株			1. 2	6%
新		堀					博		79, 5	00株			1. 2	0%

- (注) 1. 当社は、自己株式を235,322株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
  - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

# 3. 新株予約権等の状況 (平成28年3月31日現在)

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

# 4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況(平成28年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 金 英 光	㈱日本ゴルフ倶楽部代表取締役社長
取 締 役	新 堀 博	業務本部管理担当本部長 投資サービス事業本部管理担当本部長経理 部 長
取締役相談役	細 金 鉚 生	㈱日本ゴルフ倶楽部取締役
常勤監査役	上 田 勤	
監 査 役	伊 藤 進	弁 護 士
監 査 役	上 村 成 生	税 理 士

- (注) 1. 監査役伊藤進氏、上村成生氏の2氏は、社外監査役であります。
  - 2. 常勤監査役上田勤氏は、当社で長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 3. 監査役上村成生氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の 知見を有しております。
  - 4. 当社は監査役伊藤進氏、上村成生氏の2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員 として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 5. 当事業年度中における重要な兼職の異動について 代表取締役社長細金英光氏は、平成27年10月23日付で当社の関連会社であります㈱日 本ゴルフ倶楽部の代表取締役社長に就任しております。
  - 6. 取締役新堀博氏は平成28年5月12日付で当社の関連会社であります㈱日本ゴルフ倶楽 部の監査役に就任しております。
  - 7. 当事業年度中における取締役の異動について 社外取締役でありました山下英樹氏は、平成27年8月4日をもって辞任いたしました。 なお、同氏は退任時において、当社の親会社であります㈱小林洋行の取締役会長、及 び当社の関連会社であります㈱共和トラストの代表取締役会長、㈱日本ゴルフ倶楽部 の代表取締役社長でありました。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区						分	支	給	人	員	支	給	額
取 (う	ち	社	締外	取	締	役 役)				3名 (-)			00千円 一)
監 (う	ち	社	查 外	監	查	役 役)				3名 (2名)		15, 2 (7, 6	70千円 20千円)
合 (う	ち	社	:	外	役	計 員)				6名 (3名)		60, 2 (7, 6	70千円 20千円)

- (注) 1. 社外取締役1名については、報酬は支払っておりません。
  - 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第54回定時株主総会において月額 1,600万円以内と決議いただいております。
  - 3. 監査役の報酬限度額は、平成12年6月28日開催の第48回定時株主総会において月額350 万円以内と決議いただいております。
  - ② 社外役員が親会社及びその子会社から受けた役員報酬等の総額 当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する当社の親会社及び その子会社から受け取った役員報酬等の総額は16,800千円であります。

#### (3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他 の法人等との関係

平成27年8月4日付で退任いたしました取締役山下英樹氏は、㈱小林洋行の取締役会長、㈱共和トラストの代表取締役会長及び㈱日本ゴルフ倶楽部の代表取締役社長を兼務しておりましたが、同日付で㈱小林洋行の取締役会長及び㈱共和トラストの代表取締役会長を、平成27年10月23日付で㈱日本ゴルフ倶楽部の代表取締役社長を辞任しております。なお、㈱小林洋行は当社の親会社であり、㈱共和トラスト及び㈱日本ゴルフ倶楽部は㈱小林洋行の子会社であります。また、㈱共和トラストは平成27年10月1日付で解散しております。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当該他の法人 等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏	名	活 動 状 況
取締役山	下英樹	当事業年度において平成27年8月4日退任までに開催された取締役会4回のうち3回に出席いたしました。商品先物取引業界での長年にわたる豊富な経験から、社外取締役として適宜、助言・提言を得ておりました。
監査役伊	· 進	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回、監査役会7回のうち6回に出席いたしました。主に法律の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得ております。
監査役上	村 成 生	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回、監査役会7回のうち6回に出席いたしました。主に会計の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得ております。

#### (4) 社外取締役を置くことが相当でないことの理由

当事業年度末日において社外取締役を置いておりませんが、これは平成27年8月4日をもって社外取締役が辞任したことにより一時的に不在となったことによるものであります。

当社は独立性の高い社外監査役2名が監査を実施しており、社外からの経営監視という点では十分に機能する体制が整っていると考えておりますが、多角的な視野からの経営への参画を通じて、経営の透明性、コーポレートガバナンスの充実に社外取締役は不可欠であると認識しており、本総会において社外取締役の選任議案を上程いたします。

### 5. 会計監査人の状況

- ① 名称 明治アーク監査法人
  - (注)明治監査法人は、平成28年1月4日付でアーク監査法人と合併し、 同日付にて明治アーク監査法人に名称変更いたしました。

#### ② 報酬等の額

区分	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額		15,	000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利 益の合計額		15,	000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査 人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
  - ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合及び会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合並びにその他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から適正な監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、必要に応じて監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、上記解任事由により、計算書類の監査に重大な支障が生じる事態となることが合理的に予想されるときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

# ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、明治アーク監査法人と会社法第427条第1項の規定に基づき、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当 該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円又は法令が定める額の いずれか高い額としております。

### 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制及び財務報告の適正性を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

①<取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

当社は、コンプライアンスの徹底を図るため「コンプライアンス基本方針」を定め経営の最重要課題の一つとして位置付けている。

当社の取締役は、健全かつ公正な経営を最優先とし、法令及び定款については常に正しい知識を持つことに努め、これを遵守する。また、随時取締役間の円滑な意思疎通を図り、業務執行に係る相互監督を通じて法令・定款違反に関する行為を未然に防止する。

当社は、監査役による取締役の職務執行についての監査が有効に行われる体制を整備し、維持する。

②<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

取締役の職務執行状況に係る情報は、株主総会議事録、取締役会議事録、 稟議書、その他に適正に記録し、「文書管理規程」、「情報セキュリティ 基本規程」に基づき適正に保存及び管理する。 取締役及び監査役はこれら をいつでも閲覧できるものとする。

# ③<損失の危機の管理に関する規程その他の体制>

当社は、取締役会の決議により、リスク管理に関する規程を定め、社長を最高責任者として、常勤取締役が中心になってリスク管理にあたる。リスク管理を有効に機能させるため、各種のリスクに関する情報が、迅速に社長、常勤取締役に報告される体制の整備・維持を図る。また、必要に応じて、社内にプロジェクトチームを設置して被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。リスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図っていく。

なお、各部署の日常的なリスク管理は、「リスク管理規程」、「業務分 掌規程」、「職務権限規程」等に基づき所管部署を明確にして実施する体 制としている。また、自己ディーリング業務に係るリスクについては、自 己ディーリング関連規程等に従い管理する。 ④<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制> 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、原則と して月1回以上取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し ている。

また、当社は、迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、取締役は 少人数とし、期毎の目標及び各取締役の役割分担を明確化することで、取 締役の効率的な職務の執行を確保していく。

なお、取締役会の決議に基づき、特定業務の執行に専念する執行役員を 任命し、業務執行の効率化を図る体制としている。

⑤<使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

使用人が法令・諸規則だけでなく、社会的規範を遵守し、経営理念に従った行動を実践することを確保するため「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンスマニュアル」を定め、これを全社員に周知徹底するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の社内通報制度を整備する。

当社は、全社的なコンプライアンスに関する事項について協議する場と してコンプライアンス委員会を設置し、当該協議内容は取締役会へ報告す る体制としている。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合しているかどうかを検証する ため、「内部監査規程」に基づき、監査室による内部監査を年1回以上実施 する。

⑥<当社、親会社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保 するための体制>

親会社を含むグループ内の取引は、全て取締役会決議を経て行うととも に、適切な情報開示を行い、適正性を確保していく

関係会社については、当社から役員を派遣して取締役会の運営状況を把握するとともに、「関係会社管理規程」に基づき総務部が管理し、業務の適正な運営を確保していく。

⑦<監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性・実効性に関する事項>

監査役会及び監査役の職務の補助は総務部が行うものとし、総務部内に 監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。

監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動等は、予め 監査役会に通知し、その意見を尊重する。

監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の「就業規則」 に従うが、当該職務期間中においては、当該職務に関する指揮命令権は監 査役に属する体制とする。

⑧<取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への 報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確 保するための体制>

監査役は取締役会に出席し、重要な報告を受け、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求める体制としている。また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制としている。

監査室(内部監査実施部門)及び会計監査人と密接な連携を保っており、 それぞれの監査結果は監査役会に報告される体制としている。

当社及び関係会社において不正行為、法令・定款に違反する重要な事実が 生じる恐れがある場合又は生じた場合、及び、当社及び関係会社に著しい 損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合又は著しい損害が発生した場 合、取締役及び使用人は当該事実に関する事項を監査役に報告する。

また、監査役に報告を行った者が、当該行為を行ったことを理由として 不利益な取扱いを受けることがないよう必要な体制を整備する。

⑨<監査役の職務の執行において生じる費用等の処理に係る方針に関する事項>

監査役より監査費用の前払い又は償還等の請求があった場合には、その 職務の効率性及び適正性に留意し、監査業務の支障がないよう速やかに当 該費用又は債務を処理する。

⑩<財務報告の適正性を確保するための体制>

当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、金融商品取引法等の関係法令に従って内部統制システムを整備し、適切な運用・評価と必要な是正を行う。

### ⑪<反社会的勢力の排除に向けた体制>

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

#### (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

#### ①<コンプライアンスに関する取組み>

当社は「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンスへの取組みを浸透させるため、「コンプライアンスマニュアル」を作成して全職員に配付しております。また、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が主導し、関連規程の整備、教育啓発活動などの継続実施による体制整備を図っております。また、コンプライアンスホットラインを設置し、コンプライアンスに関する幅広い情報収集と対応による体制強化を図っております。

その他の主な活動としては、年度毎にコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンスに関する課題に対応しております。プログラムの進捗状況は四半期毎に開催されるコンプライアンス委員会において確認され、取締役会に報告されており、当期のプログラムは全項目を実施・終了しております。

# ②<リスク管理に関する取組み>

企業経営に重大な悪影響を及ぼすリスクが顕在化した場合の対応について「リスク管理規程」等を整備し、リスクが顕在化したときの対応に関する手順を役職員に対し周知・運用しております。顕在化したリスクについては、取締役会及びコンプライアンス委員会で報告され、確認・検証を行っております。

③<取締役の職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組み> 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会における意思決定のルールを明確化しており、迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、取締 役は少人数としております。また、期毎の目標及び各取締役の役割分担を 明確化することで、取締役の効率的な職務の執行を確保しております。

なお、当事業年度においては、取締役会を計11回開催し、各議案についての審議、業務の執行状況等の監督を行っております。

### ④<監査役の監査が実効的に行われることに対する取組み>

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、 監査計画に基づき監査を実施するとともに、監査役会において必要に応じ 代表取締役、取締役等と監査内容について意見交換を行うほか、会計監査 人及び内部監査部門と連携し監査の実効性向上を図っております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の	部	負	債の	部
科目	金 額	科	目	金額
流 動 資 産	4, 255, 324	流動	 負 債	2, 960, 437
現金及び預金	1, 033, 859	買	掛 金	1,843
委 託 者 未 収 金	76, 421	未	払 金	26, 086
売 掛 金	55, 820	未 払	費用	63, 969
有 価 証 券	140, 000	未 払 法	人税等	37, 546
商品	3, 227		り金	10, 513
販売用不動産	76, 439		証 拠 金	2, 682, 146
仕掛販売用不動産	7, 711			
前渡金	1,652		保証金	136, 915
前払費用	19, 830	前 受	収 益	1, 278
保管有価証券 差入保証金	332, 805 1, 831, 244	_	か 他	136
委託者先物取引差金	715, 929	固 定	負 債	189, 471
安託有元初取引定金 預 託 金	25, 000	長 期	未 払 金	47, 391
その他	69, 855	退職給	付 引 当 金	138, 429
貸倒引当金	△134, 470	そ (	の 他	3,650
固定資産	1, 997, 316	特別法上の	準 備 金	30, 831
有 形 固 定 資 産	822, 732	商品取引	責任準備金	30, 829
建物	261, 005	金融商品取	引責任準備金	2
器具及び備品	36, 288		合 計	3, 180, 740
土 地	525, 437	純	資 産	の部
無形固定資産	111, 115		<u></u>	3, 198, 804
ソフトウェア	40, 639	資本		1, 200, 000
営 業 権	70, 476	資本剰		312, 840
投資その他の資産	1, 063, 468			
投資有価証券	344, 355	,	準 備 金	312, 840
関係会社株式	280, 002	利益剰		1, 725, 501
出資金	10		準 備 金	130, 000
長期差入保証金 従業員長期貸付金	361, 847		益剰余金	1, 595, 501
破 産 更 生 債 権 等	9, 682 133, 797	別途	積 立 金	1, 500, 000
長期前払費用	3, 548	繰 越 利	益剰余金	95, 501
会 員 権	7, 600	自 己	株 式	△39, 537
預 託 金	2,000	評価 • 換算	差額等	△126, 903
その他	55, 036	その他有価証	券評価差額金	△126, 903
貸倒引当金	△134, 410	純 資 産	合 計	3, 071, 900
資 産 合 計	6, 252, 640	負債純資	産合計	6, 252, 640

# 損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

	科			目		金	額
営		業	収	益			
	受	取	手	数	料	1, 111, 676	
	売	買		損	益	328, 063	
	売		上		高	450, 956	
	賃	貸	料	収	入	39, 831	
	そ		0)		他	4, 899	1, 935, 426
	売	上		原	価	399, 012	399, 012
	営	業	総	利	益		1, 536, 413
営		業	費	用			
	販 売	費及	びー	般管	理 費	1, 387, 202	1, 387, 202
	営	業		利	益		149, 211
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	12, 776	
	受	取	配	当	金	12, 725	
	受	取	地 代	家	賃	1, 390	
	そ		Ø		他	2, 554	29, 445
営	業	外	費	用			
	賃	貸	料	原	価	1, 234	
	そ		0)		他	175	1,410
	経	常		利	益		177, 247
特		別	利	益			
	投 資	有 佰	話 証 🦠	券 売	却 益	72, 629	
	厚生年	三金基金	解散に伴	きう損失	戻入額	32, 695	105, 325
特		別	損	失			
	固	定資	産	除去	] 損	8, 320	
	投 資	有 伯	話 証 参	券 売	却 損	18, 075	
	商品	取引責	任準	備金繰	入 額	916	
	金融	商品取引	引責任 4	準備 金絲	異入額	2	
	電	算		機	費	21,000	
	貸售	到 引	当 金	繰	入 額	208, 435	256, 749
看	说 引	前	当 期	純和	うり 益		25, 823
		兑 、 住		及 び 事	業税		41, 726
È	当	期	純	損	失		15, 903

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

		株		主		資		本	
		資本乗	自余 金	利	益 乗	自 余	金		
区分	資本金	次 *	資 本	41 <del>**</del>	その他利	益剰余金	利益	自己株式	株主資本 計
		資 本準備金	資 余 金計	利 益準備金	別 途積立金	繰越利益 剰 余 金	利金金計		
平成27年4月1日残高	1, 200, 000	312, 840	312, 840	130,000	1, 500, 000	137, 903	1, 767, 903	△39, 537	3, 241, 206
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△26, 498	△26, 498		△26, 498
当期純損失						△15, 903	△15, 903		△15, 903
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	_	△42, 401	△42, 401	_	△42, 401
平成28年3月31日残高	1, 200, 000	312, 840	312, 840	130,000	1, 500, 000	95, 501	1, 725, 501	△39, 537	3, 198, 804

	評価・換	算差額等	
区分	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成27年4月1日残高	△38, 222	△38, 222	3, 202, 984
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△26, 498
当期純損失			△15, 903
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△88, 681	△88, 681	△88, 681
事業年度中の変動額合計	△88, 681	△88, 681	△131, 083
平成28年3月31日残高	△126, 903	△126, 903	3, 071, 900

# 個 別 注 記 表

当社の貸借対照表及び損益計算書は、「会社計算規則」(平成18年2月7日 法務省令第12号)の規定のほか「商品先物取引業統一経理基準」(平成5年3月3日付、社団法人日本商品取引員協会理事会決定)に準拠して作成しております。

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法 (定額法) 関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの

> 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は 全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均

法により算定) 時価のないもの

総平均法による原価法

なお、保管有価証券は商品先物取引法施行規則第39条 の規定に基づく充用価格によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

販売用不動産 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

仕掛販売用不動産 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建

物 (附属設備を除く) 及び器具及び備品のうち映像コンテンツ機器については定額法) を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15~47年

器具及び備品 4~15年

無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内にお ける利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用してお

ります。

#### (5) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債

権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見

込額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末におけ

る退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

商品取引責任準備金 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物

取引法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を

計上しております。

金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品

取引法第46条の5の規定に基づき計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

#### 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金130,000千円預託金5,000千円投資有価証券11,925千円合計146,925千円

取引銀行との当座貸越契約(当座貸越極度額130,000千円)及び商品先物取引法施行規則 第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金による代位弁済委託契約額50,000千円に 対し、上記資産を担保に供しております。

上記物件に対応する債務はありません。

(2) 預託資産

取引証拠金等の代用として㈱日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券331, 325千円投資有価証券22,900千円

合計 354, 225千円

(3) 分離保管資産

商品先物取引法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産額はありません。

なお、同法施行規則第98条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は50,000千円であります。

(4) 分別保管資産

金融商品取引法第43条の2の規定に基づき、日証金信託銀行に分別保管しております。

預託金(顧客分別金信託) 10,000千円

(5) 有形固定資産の減価償却累計額

223,251千円

減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

(6) 商品取引責任準備金

商品取引責任準備金は、商品先物取引法第221条の規定に基づくものであります。

(7) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、金融商品取引法第46条の5の規定に基づくものであります。

(8) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。

短期金銭債権

772千円

長期金銭債権

19,950千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益

1,475千円

営業費用

37,650千円

- 4. 株主資本等変動計算書に関する注記
  - (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,860,000株	一株	一株	6,860,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	235, 322株	一株	一株	235, 322株

- (3) 剰余金の配当に関する事項
  - ①配当金支払額等

平成27年6月26日開催の第63回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額

26,498千円 利益剰余金

・配当の原資・1株当たり配当額

4円

• 基準日

平成27年3月31日

tot t me et --

- N----

· 効力発生日

平成27年6月29日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成28年6月29日開催予定の第64回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額

26,498千円

・配当の原資

利益剰余金

・1株当たり配当額

4円

• 基準日

平成28年3月31日

• 効力発生日

平成28年6月30日

#### 5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ①金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、短期の預金及び満期保有目的債券によっております。

②金融商品の内容とそのリスク

委託者先物取引差金、差入保証金は、当社の顧客が行っている商品先物取引に係る値洗い額及び取引証拠金であります。委託者先物取引差金は取引証拠金により担保されており、差入保証金は商品先物取引に基づくクリアリング・ハウスへの預託金であるため、リスクは非常に低いものであります。

デリバティブは、当社が自己の計算において行っている商品先物取引であり、事業目的 の範囲内で行い内部管理規程等に基づいてリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
1. 現金及び預金	1, 033, 859	1, 033, 859	_
2. 委託者未収金	76, 421	76, 421	_
3. 売掛金	55, 820	55, 820	_
4. 有価証券	140, 000		
貸倒引当金	△108, 435		
有価証券 (純額)	31, 565	31, 565	_
5. 保管有価証券	332, 805	464, 711	131, 906
6. 差入保証金	1, 831, 244	1, 831, 244	_
7. 委託者先物取引差金	715, 929	715, 929	_
8. 預託金	27, 000	27, 000	_
9. 投資有価証券	332, 430	328, 180	△4, 249
10. 破産更生債権等	133, 797		
貸倒引当金	△132, 348		
破産更生債権等 (純額)	1, 449	1, 449	_
資産計	4, 438, 523	4, 566, 179	127, 656
1. 買掛金	1, 843	1,843	_
2. 未払金	26, 086	26, 086	_
3. 未払費用	63, 969	63, 969	_
4. 未払法人税等	37, 546	37, 546	_
5. 預り証拠金	2, 682, 146	2, 814, 052	131, 906
6. 受入保証金	136, 915	136, 915	_
負債計	2, 948, 507	3, 080, 413	131, 906
デリバティブ取引(※)	_	1, 876	1,876

- (※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。また、差額は損益計算書の売買損益に含めて計上しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

現金及び預金、委託者未収金、売掛金、差入保証金及び委託者先物取引差金は、短期間で決済されるものであるため、また、預託金は、預金と同様の性質を有すると考えられるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券及び保管有価証券並びに投資有価証券の時価については、債券は取引証券会 社から提示された価格によっており、株式等は市場価格によっております。

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時 価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似してい るため、当該価額をもって時価としております。

#### 負債

買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り証拠金及び受入保証金は、短期間で 決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によ っております。また、預り証拠金のうち、有価証券等により預託されたものについては、 債券は取引証券会社から提示された価格によっており、株式等は市場価格によっており ます。

2. 非上場株式等(貸借対照表計上額 11,925千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の投資有価証券に含めておりません。関係会社株式(貸借対照表計上額 280,002千円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表に記載しておりません。長期差入保証金(貸借対照表計上額 361,847千円)については、返還予定時期等を見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に記載しておりません。

長期未払金(貸借対照表計上額 47,391千円)については、支払い時期を見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に記載しておりません。

#### 6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

平成28年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は賃貸料収入39,831千円、売上原価15,776千円であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時価
732, 202千円	744, 401千円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、 又は適切な市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額で あります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に 市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該 評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当事業年度に新規取得し た物件については、時価の変動が軽微であると考えられるため、貸借対照表計上額をも って時価としております。

#### 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因

貸倒引当金	83,084千円
未払賞与	7,987千円
退職給付引当金	42,774千円
長期未払金	14,643千円
商品取引責任準備金	9,526千円
営業権償却超過額	6,621千円
税務上の繰越欠損金	850,487千円
その他有価証券評価差額金	39,213千円
その他	20,636千円
繰延税金資産小計	1,074,974千円
評価性引当額	△1,074,974千円
繰延税金資産合計	

# 8. 関連当事者との取引に関する注記 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱小林洋行	2, 000, 000	グ社理に業産 プ営そす不業 会管れる動	(被所有)	不動産の賃貸 借契約 役員の兼任	本社事務所 の賃借	37, 650	長期差入 保証金	19, 950

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

親会社㈱小林洋行が所有する不動産の賃貸借契約については、市場価格等を調査・勘 案のうえで合理的に決定することとしております。 3. 親会社に関する注記 親会社情報 株式会社小林洋行(東京証券取引所に上場)

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額280,002千円持分法を適用した場合の投資の金額252,751千円持分法を適用した場合の投資損失の金額28,406千円

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額463円71銭(2) 1株当たり当期純損失2円40銭

### 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 フ ジ ト ミ 取締役会 御中

### 明治アーク監査法人

指 定 社 員 公認会計士 小 貫 泰 志 ⑩ 業務執行社員 指 定 社 員 公認会計士 橋 本 純 子 ⑩ 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジトミの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における 審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。

#### 平成28年5月11日

株式会社フジトミ 監査役会

常勤監査役 上 田 勤 印

社外監査役 伊藤 進 印

社外監查役 上 村 成 生 印

以 上

# 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

第64期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業 展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金4円 配当総額は26,498,712円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月30日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

現在、投資助言・代理業への参入を検討しております。つきましては、当該事業への参入を可能とするため、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加を行い、また、平成27年11月に金融商品仲介業を廃止しましたので同業務を削除するものであります。

2. 変更の内容 変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的
とする。	とする。
(1)及び(2)(条文省略)	(1)及び(2)(条文省略)
(3) 金融商品仲介業	(3) 投資助言・代理業
(4)~(19)(条文省略)	(4)~(19)(条文省略)

#### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(3名)は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社の経営体制の一層の強化と充実を図るため、社外取締役候補者1名を含む取締役3名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、社外取締役でありました山下英樹氏が、平成27年8月4日をもって辞任しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、中井省氏は、法令に定める社外取締役の要件を満たしております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及 (重 要 な 兼 職 の 状	(び担当 所有する 況) 当社の株式数
		平成10年2月 ㈱あさひ銀行(ま 行)融資企画部 査役	事業調査室調 
1	細 金 英 光 (昭和41年2月20日生)	平成15年10月 当社入社総務部 平成18年6月 当社取締役管理 平成19年3月 当社専務取締役	本部長 83,800株
		平成19年6月 当社代表取締役 平成22年5月 ㈱日本ゴルフ倶 平成27年10月 同社代表取締役	楽部取締役
2	新 堀 博 (昭和31年12月13日生)	平成元年10月 当社入社管理課 平成13年4月 当社経理部長( 平成19年4月 当社管理本部副 平成19年6月 当社取締役管理 平成22年4月 当社取締役業務 投資サービス事 担当本部長(現 平成28年5月 ㈱日本ゴルフ倶 (現任)	現任) 本部長 本部長 本部長 兼 業本部管理 任)
3	※1 茅根 伸年 (昭和27年5月22日生)	平成元年5月 当社入社営業部 平成6年5月 当社取締役営業 平成11年4月 当社取締役営業 平成13年4月 当社常務取締役 平成20年6月 当社顧問 平成21年10月 当社営業本部長 平成22年4月 当社投資サービ 営業担当本部長 平成26年4月 当社執行役員投 事業本部営業担 兼 経営戦略室長	部長 本部長 営業本部長 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	ほそ がね りゅう せい 細 金 鉚 生 (昭和9年12月28日生)	昭和40年11月 (㈱小林洋行入社常務取締役 昭和55年6月 同社代表取締役社長 昭和61年11月 当社代表取締役社長 平成5年5月 当社代表取締役会長 平成7年6月 (㈱小林洋行代表取締役会長 平成9年3月 当社取締役会長 平成14年6月 当社取締役相談役(現任) 平成16年2月 (㈱日本ゴルフ倶楽部取締役 (現任)	: 一株
5	※2 六、丸	平成13年10月	:
6	※3 中 井 省 (昭和20年3月15日生)	昭和43年4月 大蔵省入省 昭和56年5月 外務省在ニューヨーク総領事館 領事 昭和59年6月 大蔵省大臣官房財務官室室長昭和62年7月 同省銀行局参事官平成3年6月 国税庁長官官房総務課課長平成4年4月 大蔵省証券取引等監視委員会総務検査課課長 平成6年7月 同省大臣官房審議官国際会融担当 平成7年6月 同省大臣官房審議官銀行が担当 平成10年6月 同省国際局 次長平成11年7月 同省財政金融研究所所長平成12年6月 社団法人日本証券投資顧問協会 専務理事 平成18年7月 ㈱ロッテ取締役経理部長	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
  - 2. ※1の茅根伸年氏及び※2の大丸直樹氏は新任の取締役候補者であります。
  - 3. 取締役候補者の選任理由
    - (1) 細金英光氏は、代表取締役社長に就任以来、縮小する商品先物取引業界に対応し、会社業績を回復すべく陣頭に立ってまいりました。経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づく強いリーダーシップを発揮し、事業環境の整備と事業の多角化を推し進めたことで、平成27年3月期に目標であった営業利益の黒字化を果たしました。すべてのステークホルダーを意識した経営の監督と執行、取締役会における重要な意思決定機能を通じて当社の持続的成長につなげるべく、同氏を引続き取締役として選任することをお願いするものであります。
    - (2) 新堀博氏は、長年にわたり経理・財務に携わり、現在は管理部門の統括責任者としてコンプライアンスの向上と委託者保護への取組みに対し高い見識をもって職務を遂行しております。財務に精通していることからも当社の強み、課題などを熟知しており、取締役会の審議においては、当社の経営における重要な事項に関し、積極的な意見・提言を行っております。これらの経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案・審議や執行の監督などに生かすことにより、当社の企業価値の向上にさらに寄与することができると判断しており、同氏を引続き取締役として選任することをお願いするものであります。
    - (3) 茅根伸年氏は、長年にわたり商品先物取引業界で業務に携わり、現在は投資サービス事業本部長として、新規事業の立上げや顧客サービスの充実を図るなど、顧客基盤の拡大のために精力的に職務を遂行しております。当社の事業環境、顧客を含めたあらゆるステークホルダーからの期待、これらに対する当社の強みや課題などを熟知しており、これらの経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案・審議や執行の監督に生かすことにより、当社の企業価値向上にさらに寄与することができると判断しており、同氏を取締役として選任することをお願いするものであります。
    - (4) 細金鉚生氏は、商品先物取引業界における長年の経験に基づく深い見識を有しており、取締役会の審議においては、当社の経営における重要な事項に関し、積極的な意見・提言を行っております。同氏の経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案・審議や執行の監督などに生かすことにより、当社の企業価値の向上にさらに寄与することができると判断しており、同氏を引続き取締役として選任することをお願いするものであります。
    - (5) 大丸直樹氏は、親会社 (㈱小林洋行) の取締役としての長年にわたる豊富な経験や 経営に関する深い見識を有しており、当社の取締役会において同氏の経験や知識及 び当社グループの経営戦略に基づく意見・提言を行っていただくことにより、当社 グループ及び当社の企業価値向上に寄与することができると判断しており、同氏を 取締役として選任することをお願いするものであります。

- 4. ※3の中井省氏は新任の社外取締役候補者であります。
- 5. 社外取締役候補者に関する事項
  - (1) 社外取締役候補者の選任理由

中井省氏は、金融行政に携ってこられた長年の経験と深い見識を有しており、これらを当社経営に反映するとともに、業務を執行する経営陣から独立した客観的視点で提言を行うことにより、コーポレートガバナンス強化に寄与していただくことを期待し、同氏を社外取締役として選任することをお願いするものであります。

(2) 独立性に関する事項

当社は同氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出をいたします。

# 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役上田勤氏、上村成生氏の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)		、当社における地位 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
1	うえ だ つまり 上 田 勤 (昭和26年12月3日生)	昭和54年7月 平成16年6月 平成18年3月 平成23年4月 平成23年8月 平成24年6月	当社取締役管理本部長 丸梅㈱常務取締役 同社代表清算人 当社投資サービス事業本部付 調査役	35, 100株
2	※ 上村成生 (昭和24年1月6日生)	平成17年7月 平成19年7月 平成20年8月	上村成生税理士事務所開設 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
  - 2. 監査役候補者の選仟理由

上田勤氏は、当社で長年にわたり経理・財務に携わってきた豊富な経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得るなど、監査機能を十分に発揮し、適切な役割を果たしていることから、引続き監査役として選任をお願いするものであります。

- 3. ※印の上村成生氏は社外監査役候補者であります。
- 4. 社外監査役候補者に関する事項
  - (1) 社外監査役候補者とした理由

上村成生氏は、税務・会計の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得ており、監査機能を十分に発揮し、適切な役割を果たしていただいていることから、同氏を引続き社外監査役として選任することをお願いするものであります。

なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外 監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

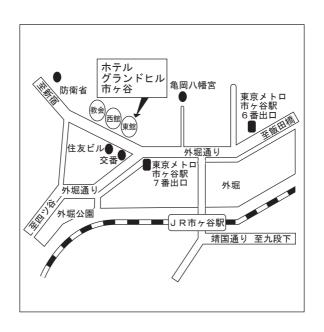
- (2) 当社の社外監査役に就任してからの年数 同氏の在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
- (3)独立性に関する事項

当社は同氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出を継続いたします。

以上

# 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

東京都新宿区市谷本村町4-1 ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階「瑠璃」 TEL 03-3268-0111



交通 ●JR総武線

- ●東京メトロ有楽町線
- ●東京メトロ南北線
- ●都営地下鉄新宿線

市ヶ谷駅より徒歩3分



